

少ない保険料で大きな補償

区民交通傷害保険

自転車賠償責任プラン

XJ・AJ・BJ・CJ
コースにセット

日本国内示談交渉
サービス付

令和7年度用 ご案内(リーフレット)



文京区

※ご加入対象者は、令和7年4月1日時点で文京区にご住所のある方です。

申込期間

令和7年2月3日(月)から令和7年3月31日(月)までです。

保険期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

●区民交通傷害保険実施区

港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 渋谷区 豊島区 北区 荒川区 練馬区 世田谷区 品川区 足立区 江戸川区 千代田区 葛飾区

区民交通傷害保険とは? (全コース共通)

区民交通傷害保険は、各区分窓口となっている保険です。

少額の保険料で加入していただき、日本国内・国外を問わず車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランとは?

XJ・AJ・BJ・CJコースにセットされています。

日本国内において自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、P.3の「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

被害事故補償とは? (全コース共通)

日本国内・国外を問わず犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額からP.6「●支払保険金の算出」に記載の金額を差し引き、保険金額を限度に補償する制度です。

加入方法と申込期間

加入申込書に住所、氏名等の必要事項をご記入のうえ下記の窓口で保険料をお支払いください。

①区の定める金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局)
(金融機関でのお申込みは、令和7年3月31日(月)までです。)

②区の区民交通傷害保険窓口

(区役所窓口でのお申込みは、令和7年3月31日(月)までです。)

※記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

※10人以上の団体加入は、区役所区民交通傷害保険窓口で受け付けます。
詳しくは、区窓口までお問い合わせください。

申込手続きを忘れずに!!

この保険は1年契約で、毎年お申込手続きが必要です。

契約の期限・申込期間に十分注意し、忘れずにお手続きを済ませましょう。

お問い合わせ・ご連絡先

●加入手続きについて

(加入・加入後の住所変更・中途脱退のお問い合わせ)
文京区 03-5803-1384
(文京シビックセンター12階区民課)

●保険や補償の内容について

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
03-3349-9666 (平日午前9時から午後5時まで)

●事故のご連絡・保険金のご請求

損保ジャパン事故サポートセンター
0120-727-110 (24時間365日対応)

<自転車賠償責任プラン><被害事故補償>

補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

2.保険金をお支払いできない主な場合

<区民交通傷害>

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等による事故
- ⑥被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑦競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
- ⑧被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置
- ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないものなど
- （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<自転車賠償責任プラン>

- ①故意による賠償責任
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被つた賠償責任
- ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）などによる賠償責任
- ④職務遂行に直接起因する賠償責任
- ⑤同居の親族に対する賠償責任
- ⑥心神喪失に起因する賠償責任
- ⑦他人から借りたり、預かりしたりした物についての賠償責任など
- ※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被保険者に支払われた見舞金などはお支払いの対象とはなりません。

<被害事故補償プラン>

- ①戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ③被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ④頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑤被保険者または保険金を受け取るべき者がその被害事故を教唆（さ）、幇（ほう）助または容認する行為。
- ⑥被保険者または保険金を受け取るべき者が過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ⑦被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故
 - (1) 被保険者の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の3親等内の親族
 - (4) 被保険者の同居の親族
 など

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
運行中	車両が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
車両	次の①から④に掲げるものをいいます。 ①自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、人もしくは動物の力または他の車両により牽（けん）引される車、身体障がい者用車いす、乳母車、ペビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。）、そりおよびトロリーバス。ただし、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪車以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。 ②汽車、電車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす式リフトおよび気動車。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるものの、ロープウェイ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 ③航空機。ただし、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。 ④船舶。ただし、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
治療	医師が必要であると認め、医師（※）が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。（※）医師とは、医師法に定める医師で具体的には病院、医院、診療所等のお医者さまです。
搭乗	車両の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗することをいい、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している間を除きます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は文京区を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象ではありません。

2.ご加入における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。加入申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めるものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、他の保険契約等^(※)の加入状況です。

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことはなりません。

●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【よくあるお問い合わせ】

Q1 どのコースへ加入したらよいですか?

A1 日常生活での自転車の使用状況によります。

- 日常生活で自転車を使用する場合(使用頻度が少ない場合を含みます。)
 - ⇒ XJ・AJ・BJ・CJコースからお選びください。
- 日常生活で自転車を全く使用しない場合
 - ⇒ A・B・Cコースからお選びください。

Q2 誰が補償を受けられますか?

A2 加入申込書の「保険加入者氏名」欄に記入された方です。

Q3 自転車賠償責任プランでは、業務中の事故は補償されますか?

A3 自転車賠償責任プランでは、業務中の事故は補償されません。

Q4 自転車の損傷・故障は補償されますか?

A4 被保険者本人の自転車(借りている自転車を含みます。)の損傷・故障は補償されません。

Q5 加入者証は発行されますか?

A5 「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」が加入者証を兼ねています。
別途発行は行っておりません。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

①保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額
- 保険期間 保険料、保険料払込方法
- 満期返戻い金・契約者配当金がないこと

②ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 加入申込書の住所や保険加入者氏名に誤りがないかをご確認ください。
- 被保険者の「生年月日」は正しいですか。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

③お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故が起こった場合・保険金ご請求時の連絡先

【損保ジャパン事故サポートセンター】

0120-727-110 (24時間365日対応)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

※事故のご連絡の際は、必ず「区民交通傷害保険」のご利用と「文京区で加入」の旨をお伝えください。

【お電話がご利用できない場合の連絡先】

損害保険ジャパン株式会社

本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第二課

〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル5階

事故にあわれたら軽いケガでもおろそかにしないで、必ず警察へ事故の届けをし、自動車安全運転センターまたは交通機関の責任者が発行する交通事故証明書の申請手続きを行ってください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●引受保険会社・保険内容に関するお問合わせ窓口

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-9666

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

FAX 03-6388-0164

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャapanは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャapanとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

※このリーフレットは、概要をご説明したものです。詳しくは損保ジャapanまたは区役所の窓口までお問い合わせください。

※この「リーフレット」は「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」と一緒に大切に保管してください。

※「領収証書」あるいは「納付書兼領収証書」は、加入者証を兼ねておりご加入の覚えですので、大切に保管してください。